

## 北尾自治会山車保存会規程

### (名称)

第1条 本会は北尾自治会山車保存会（以下「本会」という）と称する。

### (目的)

第2条 本会は祖先の尊い文化遺産の山車を維持保存し、子孫に伝承すると共に、地域活性化と地域文化の向上に寄与することを目的とする。

### (事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 山車及び付帯設備等の保存、維持管理
- (2) 山車に関する調査、研究及び資料の収集、公開
- (3) 地域活性化、地域文化の向上事業
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

### (役員)

第4条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 委員 概ね15名

### (役員を選任等)

第5条 役員は次のとおり選任する。

- (1) 会長は、管財部長が指名する。
- (2) 副会長、書記、会計は、役員会で同意を得て役員のうちから会長が指名する。

### (役員職務)

第6条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長が職務を遂行できないとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順位により、その職務を代行する。
3. 書記は本会の事業記録を整理し、議事録を作成し、保管する。
4. 会計は本会の事業に係わる収支の一切を記帳し、会計簿を管理する。
5. 委員は本会の重要な事項を審議し、会務の執行、運営にあたる。

### (役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2. 役員は任期満了の場合においても後任者が就任するまでは前任者がその職務を行わなければならない。

### (会計)

第8条 本会は補助金、寄付金、その他をもって運営する。

2. 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

### 附則

1. この規程は令和2年4月1日から施行する。